

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月28日

岩手県人事委員会

委員長 渡辺正和

岩手県人事委員会規則第10号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に当該各項に規定する算出率を、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は給与等条例第26条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は給与等条例第26条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 給与等条例第31条の2第1項に規定する職員で給与等条例に定める教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員であるときは、その者の属する職務の級とする。</u>以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>附則 [略]</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつてはその額に当該各項に規定する算出率を、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は給与等条例第26条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は給与等条例第26条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p> <p>(1) 給与等条例第31条の2第1項に規定する職員で給与等条例に定める教育職給料表の適用を受けるものその者の属する職務の級及びその者の受ける号給（その者が、<u>定年前再任用短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員をいう。</u>以下同じ。）であるときは、その者の属する職務の級。以下同じ。）に対応する別表第1に掲げる額</p> <p>(2)～(6) [略]</p> <p>附則</p> <p><u>1 [略]</u></p> <p><u>2 給与条例附則第39項又は給与等条例附則第41項の規定の適用を受ける職員に対する第4条の規定の適用については、当分の間、同条各号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。</u></p>

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2 級	3級	4級
再任用 職員以外 の職員	[略]					
再任用 職員	[略]					

別表第2（第4条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2 級	3級	4級
再任用 職員以外 の職員	[略]					
再任用 職員	[略]					

別表第1（第4条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2 級	3級	4級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	[略]					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	[略]					

別表第2（第4条関係）

職員の 区分	職務の級 号給	職務の級				
		1級	2級	特2 級	3級	4級
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	[略]					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条、第9条、第11条又は第12条の規定に基づき採用された職員は、この規則による改正後の義務教育等教員特別手当に関する規則第4条第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。